

新宿区教育委員会会議録

令和3年第1回臨時会

令和3年1月20日

新宿区教育委員会

令和3年第1回新宿区教育委員会臨時会

日 時 令和3年1月20日(水)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時28分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	委 員	年 綱 和 代
委 員	今 野 雅 裕	委 員	山 下 浩 一 郎
委 員	星 野 洋		

欠席者

教育長職務代理者 古 笛 恵 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	村 上 道 明	中 央 図 書 館 長	中 山 浩
教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之	教 育 指 導 課 長	荒 井 亮 宏
教 育 支 援 課 長	内 野 桂 子	学 校 運 営 課 長	広 瀬 岳 平
主 任 指 導 主 事	小 林 力	統 括 指 導 主 事	坂 元 竜 二
統 括 指 導 主 事	波 多 江 誠		

書記

教 育 調 整 課 主 査	平 明 生	教 育 調 整 課 係 長	国 分 克 行
---------------	-------	---------------	---------

議事日程

議 案

日程第1 第2号議案 新宿区いじめによる重大事態調査委員会条例

日程第2 第3号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

報 告

- 1 旧都立市ヶ谷商業高等学校の跡地等の活用方針の決定及びパブリック・コメントの実施結果について（学校運営課長）
- 2 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、令和3年新宿区教育委員会第1回臨時会を開会いたします。

本日の会議には古笛委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、今野委員にお願いいたします。

○今野委員 はい。

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第2号議案 新宿区いじめによる重大事態調査委員会条例」、「日程第2 第3号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」を議題とします。

本日の進行につきましては、日程第1、第2号議案及び日程第2、第3号議案について一括して説明を受け、審議を行います。次に、報告1の報告を受け、質疑を行います。

◎ 第2号議案 新宿区いじめによる重大事態調査委員会条例

◎ 第3号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

○教育長 それでは、第2号議案及び第3号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第2号議案及び第3号議案につきまして、続けて御説明させていただきます。

お手元の議案概要を御覧ください。

初めに、第2号議案 新宿区いじめによる重大事態調査委員会条例についてです。

本議案は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合の調査を行うため、教育委員会の附属機関として新宿区いじめによる重大事態調査委員会の設置に関する条例を新設するものでございます。

制定内容といたしましては、所掌事務や組織、任期に関するもののほか、調査委員会の設置に関する事項について規定しているものです。

それでは、議案を御覧いただきまして、1枚おめくりいただきますと、条例（案）をお付けしておりますので、そちらを御覧ください。

本条例（案）の内容につきましては、まず第1条に調査委員会の設置に関する事項について規定し、第2条には所掌事務について、第3条には、組織といたしまして、調査委員会の委員に関し、記載の要件を満たす者3名を規定するものです。なお、特別な事項を調査する必要があるときは臨時委員を置くことができることを第2項に規定しております。

続いて、第4条ですが、こちらでは委員の任期については2年とし、再任を認める内容としているものです。

第5条は調査委員会の委員長について。裏面に移りまして第6条、会議の定足数と調査委員会の議事については合議によることを規定しております。

第7条の委員等の除斥ですが、委員は自己の利害に係る議事には参与できない旨を規定したものです。

第8条の委員以外の者の出席等についてですが、調査委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができるものです。

そのほか、第9条に守秘義務、第10条に委任をそれぞれ規定しております。

施行期日ですが、この条例は令和3年4月1日から施行いたします。

また、調査委員の報酬に関しましては、附則の第2項に規定したとおり、新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、日額4万円とする規定を新たに加えたものです。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第2号議案の提案理由です。

新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校においていじめに関する重大事態が発生した場合に、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査を行うため、新宿区いじめによる重大事態調査委員会を設置する必要があるためでございます。

続きまして、第3号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。お手元の議案概要を御覧ください。

第3号議案は、総務省からの指摘を踏まえ、教育委員会非常勤職員の職名を改正するものです。

改正内容といたしましては、教育委員会非常勤職員の職名のうち、「教育委員会審理員」を「教育委員会法務担当員」に改めるため規則改正を行うものです。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

こちら、右側が現行、左側が改正後となるものです。

規則の第2条第1項に規定する別表の職名を改正するもので、別表中下線部分の「教育委

員会審理員」を「教育委員会法務担当員」に改めるものでございます。

施行期日ですが、この規則は令和3年4月1日から施行いたします。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第3号議案の提案理由です。

総務省からの指摘を踏まえ、教育委員会非常勤職員の職名の改正を行う必要があるためでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。

第2号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○今野委員 平成26年度からだと思えますけれども、教育委員会ではこれまでも重大事態発生時に備えて学校問題等調査委員会を設置してきました。今回、改めて教育委員会の附属機関として位置づけることとなった経緯については、どんなことがあるのでしょうか。

○教育調整課長 今回の設置に至る経緯でございますが、全国的には、平成24年7月に滋賀県大津市における中学生の自殺報道をきっかけといたしまして、国においていじめ防止対策推進法が平成25年9月に施行されました。

このことを受けまして、新宿区教育委員会でも実際に緊急事態が発生した場合に、迅速な初期対応を行って、その初期調査の結果をその後に引き継ぐことを可能とする新宿区教育委員会緊急事態対応要領を定めるとともに、いじめの疑いが認められた場合の調査組織の設置に関する規定といたしまして、ただ今、委員からも御紹介がありました新宿区学校問題等調査委員会、この設置要綱を平成26年4月に施行し、これまで取組を進めてきたところでございます。

しかしながら、このいじめ防止対策推進法が施行されて以来、全国の重大事態の対応におきまして、児童・生徒に深刻な被害を与え、または保護者等に対して大きな不信を与える事案が複数発生したことから、国において、文部科学省が設置したいじめ防止対策協議会で検討が行われました。その結果といたしまして、平成29年3月にいじめの重大事態の調査に関するガイドラインが国から示されたものでございます。

このガイドラインの中では、調査組織については、公平性・中立性が確保され、客観的な事実認定を行うことができる構成とすることが示されましたが、当時の区の調査組織におきましては、先ほども御紹介させていただきましたように、事案発生の当初に行う事務局調査そのものを調査委員会に円滑に接続することを目的として、調査組織に外部委員のほかに内部委員として事務局職員が含まれており、改めて透明性や第三者性の確保が必要となったこ

とでございます。

区では、このガイドラインを踏まえ、平成30年度から当該調査委員組織につきまして検討を進め、外部委員と事務局職員の役割を明確にした上で、調査組織は、事務局職員を除き外部委員のみで構成するなど、調査手法や組織改正等の見直しを行ってまいりました。

また、今回、監査委員会からも区に対して、附属機関等については、その設置や組織、運営等に関して区が基本的な方針を策定して、一定の統制の下で公正で透明性の高い会議運営を行う必要について示されたことから、これまで要綱により運用してまいりました教育委員会における調査組織の規定をこの機会に条例化いたしまして、区民に対し、いじめの重大事態の教育委員会の取組を明らかにすることで、これまで以上に運営性を確保していくこととしたものでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○今野委員 はい。

○年綱委員 改めてお聞きしますが、区内の学校におけるいじめの防止については、どのように取り組まれているのか、教えていただけたらと思います。

○教育指導課長 いろいろな手法、取組がございますが、大まかに申し上げますと、まず、これは東京都全体で行っていることですが、年間3回、おおむね6月、11月、2月を「ふれあい月間」と称しまして、学校から子どもたちに対して日常生活で困ったことはないかと確認をしております。当然、いじめを疑わせるようなことがあれば、そういったことについてもチェックできるようになっておりますけれども、そういう月が年に3回ほどございます。

もう一つは、hyper-QUと呼ばれている調査をおおむね6月と11月に実施しております。これは集団の中での自分の位置のようなものを知るものでございますが、この結果を生かして、気になるお子さんに声かけを行うといったことも行っております。

当然のことながら、日頃から学校では教職員、もちろん担任だけではなく、いろいろな教職員が子どもたちの動きを見ていて、その中で「おやっ」と思うようなことがあれば、そこからいろいろな調査や確認が始まっていくこととなります。

また、実際には保護者の方から、ないしはお子さん本人から直接お声がけがあって、そこからいろいろなことを調べて対応していくということもございます。定例的、また日常的な取組としては、このような状況となっております。

○教育長 よろしいでしょうか。

○年綱委員 はい、わかりました。

○教育長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問等ありますでしょうか。

○星野委員 先ほど要綱から条例に移行した経緯はお話しいただいたんですけれども、学校問題等調査委員会是要綱で組織や事務分掌について定めておりまして、今回の条例案はそれに基づいてつくられているものと思われまますけれども、条例化に当たって何か内容で大きく変更された点がありましたら、教えてください。

○教育調整課長 今回条例化するに当たっては、これまでの要綱で規定していたものと、内容的に少し違いがございます。

主に3点ございまして、お手元の条例（案）を御覧ください。

まず1点目は所掌事務、第2条のところでございます。こちらは記載として、重大事態についての調査のみを所掌事務としております。現行の要綱規定では、調査委員会の職務について、いじめ防止対策推進法第28条1項に基づく重大事態の調査とこの重大事態への対応体制の整備と規定しております。

今回の条例では、この2つのうち、法に定めのある調査の部分について附属機関の職務として規定したものでございまして、一方のこれまでの要綱による対応体制の整備につきましては、こちらは法に基づくものではないことから、これまでどおり要綱で別組織を規定し、運用するものです。

なお、本条例の調査委員会の委員につきましては、この要綱で設置する組織にも所属します。つまり、両方の組織に所属していただく形を取ってまいりたいと考えているものでございます。

2点目は、第7条の部分でございます。資料の裏面になりますが、委員の除斥についてでございます。

現行の要綱では、除斥の要件を重大事態の当時者と認められる者の配偶者、4親等内の親族または同居の家族、そして重大事態の当時者と認められる者との間に直接の人間関係または特別の利害関係を有する者という形で規定しておりましたが、今回の条例整備に当たりましては第7条に記載のとおり、「委員及び臨時委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。」との規定とさせていただいたものでございます。これは、条例では包括的に規定し、細かな要件につきましてはその下の要領等の内規で定めるといった技術的な理由からによるもので、現行の要綱に規定しております細かな除斥の要件につきましては、今回はこの条例では記さずに、別途要領等により規定をする予定でございます。

3点目は、委員の解職についてでございます。

現行の要綱では、心身の故障のため、職務の遂行に負えないと認めるとき、委員または臨時委員としてふさわしくない行為があると認められるときは、委員及び臨時委員を解職することができる規定を設けておりましたが、この調査委員会の委員につきましては、条例化しますと身分が教育委員会の附属機関の委員ということで、特別職の非常勤職員となります。これらの解職規定については既に新宿区非常勤職員規則に規定されておりまして、そちらが適用されることから、規定の重複がないよう、今回、整理させていただくものでございます。

そのほかにつきましては、特に変更はございません。

○教育長 よろしいでしょうか。

○星野委員 はい。

○教育長 ほかに何か御質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 他に御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第2号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第2号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第3号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 第3号議案について御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第3号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。

第3号議案は原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告1 旧都立市ヶ谷商業高等学校の跡地等の活用方針の決定及びパブリック・コメントの実施結果について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○**学校運営課長** それでは、旧都立市ヶ谷商業高等学校の跡地等の活用方針の決定及びパブリック・コメントの実施結果について、資料に従い、御説明させていただきます。

旧都立市ヶ谷商業高等学校の跡地等の活用については、跡地等活用方針（案）に対するパブリック・コメントの実施結果を踏まえ、新宿区施設活用検討会で検討した結果、活用方針を決定いたします。

活用方針を御説明する前に、まずはパブリック・コメントの実施結果について御説明いたしますので、1枚おめくりいただき、別紙1を御覧ください。

パブリック・コメントの実施期間は令和2年11月25日から12月24日まで。意見提出者は22名、意見数は37件で、内訳については記載のとおりでございます。

主な意見を紹介させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、まず、一番左側の「通番」の欄をご覧ください。活用に関する意見が通番1から通番14の14件ございましたが、おおむね活用方針（案）については賛同するといった意見が多かったところでございます。

ただし、4番のリサイクルの拠点を整備してほしいことや、6番の図書館を入れてほしいといったもの、7番の韓国学校として使用すべきといったもの、12番の保育園の整備などの意見もいただいたところでございます。

次に、整備周辺環境についてです。こちらは15番から26番までの12件でございます。

内容としましては、日照や通風の確保、緑化、周辺道路の狭いことへの懸念、工事での配慮といった意見が多かったところでございます。

最後に、各施設での運営についてです。こちらは27番から37番までの11件の意見をいただきました。

複合的な活用であることから、連携しながら有効に活用してほしいといったものや、防災広場の運営についての意見が多かったところでございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、別紙2の施設活用検討会での検討結果を御覧ください。

報告書の4ページでございます。4の分科会検討結果の概要を御覧ください。

活用検討分科会においてパブリック・コメントの実施結果を踏まえ、(2)でございますが、活用方針（案）のとおり、特別養護老人ホーム等の高齢者施設の設置、防災広場の整備、牛込第一中学校の建て替えを行う検討結果をまとめさせていただきました。

その後、6 ページの 5、施設活用検討会審議結果の記載のとおり、施設活用検討会で分科会の検討結果について審議を行い、施設活用検討会としての活用方針（案）をまとめさせていただいたところでございます。

その後、1月29日の政策経営会議に付議し、区として施設活用方針を決定するものでございます。

それでは、冒頭の説明資料にお戻りください。

記書きの 1 でございます。旧都立市ヶ谷商業高等学校の跡地等の活用方針でございますが、活用方針（案）と同様、福祉、防災、教育等に資する場として、隣接する牛込第一中学校の敷地と一体で活用し、特別養護老人ホーム等の高齢者施設の設置、防災広場の整備、牛込第一中学校の建て替えを行います。

各施設の方針については、（1）から（3）のとおりでございますが、活用方針（案）と同様のため、説明は割愛させていただきます。

次のページ、裏面を御覧ください。4の今後の対応でございます。

特別養護老人ホーム等の高齢者施設、防災広場、牛込第一中学校の整備に当たっては、施設設計や工事の時期を踏まえ、施設の具体的な内容等を地域住民や関係団体等に御説明してまいります。

5の今後の予定でございますが、来年度以降、活用方針に基づく施設の活用や整備方法の検討を行ってまいります。

大変雑駁ではございますが、説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

御質問等があればお願いいたします。いかがでしょうか。

では、私からよろしいでしょうか。

パブリック・コメントの6番の中町図書館についての「意見として伺う」で、「区の考え方」は公共施設等の総合管理計画に基づいて検討していきます、ということですが、中町図書館について、何か特段、この中でうたわれていることがあれば教えてください。

○中央図書館長 中町図書館につきましては、確かに、地下にありまして、環境が非常に整っていないという御指摘をいただいております。

また、地下にありながらエレベーターもないということで御不便をおかけしておりますが、例えば、ベビーカーを乗せたお母様が来られたようなときに、もし下りていくのが不都合な場合はインターフォンで呼び出していただいて、図書館職員が資料をお届けするというよう

な対応も行ってございます。

公共施設等総合管理計画におきましては、新中央図書館の建設と併せて、地域図書館のあり方についても基本方針として提示をしているところですが、中町図書館について、現時点では個別の計画を持っているところではございません。今後、もし具体的な計画を定めた場合は、実行計画の中でお示しをしていくこととなります。

以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

○年綱委員 新宿区は高齢化が進んでいて、高齢者の施設や中学校、防災設備が一緒になった合同施設ができるというのはすごくいいことだと思うんですが、施設が建った場合に、初めはうまくいくものの、そのうち子どもたちの声がうるさいとか、そういう声が聞こえるようになってくるんですね。ここで子育てをしてきた方々でも、やはりお年を召されてきて、子どもたちの声がうるさいとか、気になるとか、そういうことを結構耳にしたりするんです。

高齢者の方には、子どもたちと同じ敷地にあるというのはすごく刺激になりますし、子どもたちにとってもいい。双方に良い効果があるというのは分かるんですけども、やはりそういう苦情などのトラブルが起きたときに、どこが大変かというところ、現場の先生なんです。まず学校の先生が状況を確認するんだと思いますが、学校ですし、子どもたちに静かにしなさいと言うのもちょっと変です。これは合同施設なので、その辺り、どうなっていくのかなということも思った次第です。

○学校運営課長 確かに学校施設の場合、子どもたちの声や様々な音が発生するところ、なかなか控えるということは難しいと思います。

一方、特別養護老人ホームを建設する際には、学校施設の近くであるということを十分勘案いただいて、施設を整備する事業者には遮音性能の高い窓ガラスにするとか、防音についての一定程度の配慮をするように、所管課を通じて申し伝えていきたいと考えてございます。

○年綱委員 ありがとうございます。

○教育長 大事な点です。学校運営課長にお答えいただいたハード面のことも一つあるでしょうし、教育指導課長にはソフト面、指導や配慮の面で工夫していただいて、せっかく造るんですから、地域や近隣の皆様と良い関係をつくっていきたいと思います。ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 他に御意見、御質問がなければ、報告1についての質疑を終了いたします。

◆ 報告2 その他

○教育長 次に、報告2、その他ですが、事務局から報告事項はありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 それでは、以上で報告事項を終了いたします。

◎ 閉 会

○教育長 以上で本日の教育委員会を閉会といたします。

ありがとうございました。

午後 3時28分閉会